

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 40
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 41

目 次 ページ

規 則

- 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 29
- 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則 (法制文書課) 30
- 住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則…………… (市町村課) 30
- 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (保健福祉部総務課) 31

告 示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)…………… (情報政策課) 31
- 土地改良法による道営換地計画の決定…………… (農業施設管理課) 31
- 道路の供用の開始…………… (維持管理防災課) 31
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課) 32
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課) 32

道立羽幌病院告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 35

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告の廃止…………… 35
- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 35

道人事委員会規則

- 北海道職員の退職管理に関する規則…………… 35

道収用委員会告示

- 裁決手続開始の決定…………… 38

道公安委員会規則

- 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則…………… 39
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則…………… 39

道公安委員会告示

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係告示の整備に関する告示…………… 40

規 則

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第89号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則 (昭和60年北海道規則第28号) の一部を次のように改正する。

第2条中「及び第24条」を「、第24条、第27条及び第28条」に改める。

本則に次の1条を加える。

(条例第27条の規則で定める減価償却資産)

第12条 条例第27条の規則で定める減価償却資産は、地域再生法 (平成17年法律第24号) 第5条第4項第4号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産 (所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。) であって、取得価額の合計額が3,800万円 (租税特別措置法第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円) 以上のものとする。

別記第1号様式その1中

新 (増) 設 者	住 所 (所在地)
	氏 名 (名 称)

を

新 (増) 設 者	住 所 (所在地)
	氏 名 (名 称)
	個人番号 又は法人番号

に改め、同様式その1 末尾欄外注1の事項に次のように加える。

(7) その他知事が必要と認める書類

別記第1号様式その2中

納 税 者	住 所
	氏 名

を

納 税 者	住 所
	氏 名
	個 人 番 号

に改め、同様式その3中

新 (増) 設 者	住 所 (所在地)
	氏 名 (名 称)

を

新 (増) 設 者	住 所 (所在地)
	氏 名 (名 称)
	個 人 番 号 又は法人番号

に改め、同様式その4中

新 (増) 設 者	住 所 (所在地)
	氏 名 (名 称)

を

	住 所 (所在地)
	氏 名 (名 称)

新 (増) 設 者	個 人 番 号 又は法人番号																			
-------------	-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第1号様式の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第12条の規定は、平成27年10月8日から適用する。

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第90号

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成6年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

第16条の3中「権限（）」の次に「教育委員会、」を、「交付」の次に「（教育委員会の保有する特定個人情報の写しの交付にあっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1号に規定する学校その他の教育機関において行われるものに限る。）」を、「それぞれ」の次に「教育委員会、」を加える。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第91号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成23年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第3条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中

「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第92号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条の表3の項中「別表第1の3の項34」を「別表第1の3の項28」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第798号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
総合文書管理システムASPサービス提供業務 一式
- 2 落札を決定した日
平成27年11月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 富士電機株式会社
(2) 住 所 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- 4 落札金額
255,000,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告

平成27年9月15日付け北海道告示第620号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第799号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
地域をつなげるネットワーク構築業務 一式
- 2 落札を決定した日
平成27年11月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HARP
(2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1番地2
- 4 落札金額
70,300,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年9月15日付け北海道告示第621号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第800号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、岩見沢市幌向地区及び大沼地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成27年12月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、
告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年12月15日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道本別士幌線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	中川郡本別町押帯124番6地先から 同郡本別町押帯133番7地先まで	平成27.12.16 午前10時

北海道告示第802号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年12月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
浦河井寒台(1)（Ⅰ-3-417-2057）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
浦河郡浦河町字井寒台（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
松下の沢（Ⅱ-35-0490）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
浦河郡浦河町字井寒台（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
トオイチ川（Ⅱ-35-0500）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
浦河郡浦河町字井寒台（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
成田の沢川（Ⅰ-35-0460）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
浦河郡浦河町字井寒台（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
学校の沢（Ⅰ-35-0470）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
浦河郡浦河町字井寒台（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
播磨の沢（Ⅰ-35-0480）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
浦河郡浦河町字井寒台（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
礼受2号沢川（Ⅱ-51-0190）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌市礼受町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
礼受1号沢川（Ⅱ-51-0200）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
留萌市礼受町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局及び振興局の建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第803号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年12月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浦河井寒台(2) (I-3-418-2058)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
浦河郡浦河町字井寒台 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浦河井寒台(3) (II-3-285-1458)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
浦河郡浦河町字井寒台 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浦河井寒台2 (I-3-419-2059)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
浦河郡浦河町字井寒台 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浦河井寒台6 (III-3-74-552)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
浦河郡浦河町字井寒台 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

浦河井寒台3 (I-3-415-2055)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
浦河郡浦河町字井寒台 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浦河井寒台1 (I-3-416-2056)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
浦河郡浦河町字井寒台 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浦河井寒台5 (II-3-284-1457)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
浦河郡浦河町字井寒台 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌礼受町1 (II-5-26-1607)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市礼受町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留萌礼受町2 (I-5-28-2245)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
留萌市礼受町 (次の図のとおり)

<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌礼受町3 (Ⅱ-5-27-1608)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市礼受町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌礼受町4 (Ⅱ-5-28-1609)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市礼受町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌礼受町5 (Ⅰ-5-29-2246)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市礼受町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌礼受町6 (Ⅰ-5-30-2247)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市礼受町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>	<p>次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌礼受町7 (Ⅰ-5-31-2248)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市礼受町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌礼受町8 (Ⅱ-5-29-1610)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市礼受町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌礼受町9 (Ⅰ-5-32-2249)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市礼受町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中1の沢川 (Ⅱ-51-0220)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市礼受町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>(「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局及び振興局の建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)</p>
---	--

道立羽幌病院告示

北海道立羽幌病院告示第35号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成27年12月15日

北海道立羽幌病院長 貞本 晃一

- 落札に係る物品等の名称及び数量
オーダーリングシステム 一式
- 落札を決定した日
平成27年11月30日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社ムトウ
(2) 住所 札幌市北区北11条西4丁目1番15号
- 落札金額
77,274,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成27年10月20日付け北海道立羽幌病院告示第31号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道立羽幌病院庶務課
(2) 所在地 苫前郡羽幌町栄町110番地

道教育庁教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第81号

平成27年北海道教育庁空知教育局告示第69号（特定調達契約に係る入札の公告）は、廃止する。

平成27年12月15日

北海道教育庁空知教育局長 松山 拓男

北海道教育庁後志教育局告示第50号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成27年12月15日

北海道教育庁後志教育局長 武田 信吾

- 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
(1) 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 123台 一式
(2) 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 64台 一式
- 落札を決定した日
平成27年11月2日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 NECキャピタルソリューション株式会社
(2) 住所 東京都港区港南二丁目15番3号
- 落札金額
(1) 269,028円
(2) 194,076円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成27年10月6日付け北海道教育庁後志教育局告示第41号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

道人事委員会規則

北海道職員の退職管理に関する規則をここに公布する。
平成27年12月15日

北海道人事委員会委員長 楯田 信知

北海道人事委員会規則23-0

北海道職員の退職管理に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに北海道職員の退職管理に関する条例（平成27年北海道条例第54号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における

当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（子法人）

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第4条 法第38条の2第2項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
- (2) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社
- (4) 沖縄振興開発金融公庫
- (5) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人（退職手当通算予定職員）

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長の職に準ずる職）

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、別表の左欄に掲げる組織に置かれた同表の右欄に掲げる職とする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の

役職員に類する者）

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職又は前条に定める職（以下「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第4条各号に掲げる法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと史料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分を求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第11条 法第38条の2第6項第6号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日

- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間（再就職者が内部組織の長等の職又は第14条に定める職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項

（再就職者による依頼等の届出の手續）

第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容

（部長又は課長に相当する職）

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職（内部組織の長等の職を除く。）
- (2) サハリン事務所の所長
- (3) 診療所の所長
- (4) 家畜保健衛生所の所長
- (5) 食肉衛生検査所の所長
- (6) 高等学校の校長

- (7) 中等教育学校の校長
- (8) 特別支援学校の校長
- (9) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員であって、同表5号俸の給料月額以上の給料を受けるものが就いている職
- (10) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員であって、同表4号俸の給料月額以上の給料を受けるものが就いている職
- (11) 北海道企業職員給与規程（平成21年北海道企業管理規程第10号）の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職（内部組織の長等の職を除く。）（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者）

第15条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役員とする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者）

第16条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

（内部組織の長の職に準ずる職）

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者）

第18条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者）

第19条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第21条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第15条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第22条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、内部組織の長等の職及び第14条に定める職とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
- (3) 営利企業(法第38条第1項に規定する営利企業をいう。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合
(任命権者への再就職の届出)

第24条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(規則の分類の一部改正)

2 規則の分類(北海道人事委員会規則1-0)の一部を次のように改正する。

「22-の系列 配偶者同行休業」を「22-の系列 配偶者同行休業
23-の系列 退職管理」に改める。

別表(第6条関係)

組織	職
議 会 事 務 局	事務局長
知 事 部 局	職員監 危機管理監 北方領土対策本部長 知事室長 交通企画監 少子高齢化対策監 観光振興監 食産業振興監 食の安全推進監 建築企画監 会計管理者 総合振興局長 振興局長 東京事務所長 札幌道税事務所長
教 育 庁	教育部長 学校教育監 教育職員監 教育研究所長 図書館長
警 察 本 部	本部長 総務部長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長 札幌市警察部長 警察学校長 方面本部長
監 査 委 員 事 務 局	事務局長
人事委員会事務局	事務局長
労働委員会事務局	事務局長
企 業 局	企業局長

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第19号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成27年12月15日

北海道収用委員会会長 米 屋 佳 史

1 事件名

平成27年(収)第16号高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事(小樽市蘭島2丁目地内から同市新光町地内まで)収用事件

2 起業者の名称

東日本高速道路株式会社

3 事業の種類

高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事(北海道小樽市蘭島2丁目地

内から同市新光町地内まで)並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事

4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目	登記記録上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	氏名	住所	氏名	住所	権利の表示	
										受付年月日 受付番号	種類
小樽市 塩谷四丁目	154番103	山林	206	206.67	206.67	加藤毅昌	釧路市緑ヶ岡4丁目1番24号 ただし、登記記録上の住所 釧路市川北町4番32号	なし	なし	なし	なし
小樽市 塩谷四丁目	154番104	山林	206	206.63	206.63	加藤毅昌	釧路市緑ヶ岡4丁目1番24号 ただし、登記記録上の住所 釧路市川北町4番32号	なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日
平成27年12月4日

北海道公安委員会委員長 横内 龍三

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道公安委員会規則第12号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

平成27年12月15日

北海道公安委員会委員長 横内 龍三

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年北海道公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

北海道公安委員会規則第11号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

第2条各号列記以外の部分中「臨時に、」を「3月以内の期間を限って営む営業」に改め、同条第1号中「臨時に」を「3月以内の期間を限って」に、「第2条第1項第7号又は第8号」を「第2条第1項第4号又は第5号」に改める。

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年北海道公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

第1条中「第19条第3項」の次に「、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項」を加える。

第4条中「別表第1」を「別表」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第2条中「第19条第3項」の次に「、不正競争防止法第35条第3項」を加える。

（特定遊興飲食店営業に係る騒音の規制）

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

第4条 条例第11条の5第1項の規則で定める騒音の数値は、別表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる深夜に係る数値とする。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

別表第1中「第4条」の次に「、第5条」を加え、同表備考1中「日出時から日没時まで」を「午前6時後午後6時前」に改め、同表備考2中「日没時」を「午後6時」に、「まで」を「前」に改め、同表備考3中「日出時」を「午前6時」に改め、同表を別表とする。

平成27年12月15日

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第191号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年北海道条例第72号）の施行に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定め、平成28年6月23日から施行する。

平成27年12月15日

北海道公安委員会委員長 横内 龍三

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

第1 平成11年北海道公安委員会告示第9号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく営業延長地域の指定）の一部を次のように改正する。

前文の事項中「第4条第2項」を「第4条第3項」に、「午前1時まで」を「午前0時以後において」に改める。

12の事項を13の事項とし、4の事項から11の事項までを1事項ずつ繰り下げ、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 千歳市清水町、幸町及び千代田町の1丁目から4丁目まで並びに錦町1丁目及び2丁目のうち都市計画法第2章の規定により定められた商業地域

第2 平成20年北海道公安委員会告示第71号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第1項の規定に基づく営業時間の特例の日及び地域の指定）の一部を次のように改正する。

前文の事項中「第4条第1項」を「第4条第2項」に改める。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第434号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年12月15日

北海道警察本部長 室城 信之

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、

(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成27年12月15日に一般競争入札の公告を行う警察本部庁舎で使用する電力の需給契約

(2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項に規定する一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者

(2) 1の(1)に定める契約の開始日から送電することが可能である者

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成27年12月15日（火）から平成28年1月14日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年12月29日（火）から同月31日（木）までを除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる（仕様書等を除く。）。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線2304

北海道警察本部告示第435号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年12月15日

北海道警察本部長 室 城 信 之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

警察本部庁舎で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1,500kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 7,992,813kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び電力需給仕様書による。

(3) 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(4) 納入場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部庁舎（地下3階電気室）

2 入札に参加する者に必要な資格

平成27年北海道警察本部告示第434号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部施設課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階 入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入札日時 平成28年2月4日（木）午後3時30分（送付による場合は、前日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書等の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う

郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる（仕様書等を除く。）。

(3) 交付期間 平成27年12月15日（火）から平成28年1月14日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び平成27年12月29日（火）から同月31日（木）までを除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、平成27年12月15日（火）から平成28年2月4日（木）まで（日曜日、土曜日、休日及び平成27年12月29日（火）から同月31日（木）までを含む。）とする。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定は次によることとし、契約書の作成を要する。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（単価）とする。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道警察本部総務部施設課

イ 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

ウ 電話番号 011-251-0110 内線 2304

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,500 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 7,992,813 kWh

B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., February 4, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than February 3, 2016)

C Contact : Property Management Section, Facilities Division, General Affairs
Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters Kita 2-jo Nishi 7-chome,
Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2304
